

小高神社舞殿の発祥

昭和村ボランティアガイドの会

副会長 竹内 惣兵衛

糸井舞殿(歌舞伎殿)は文化三年(一八〇六)に建立されている。以来、歌舞伎の奉納が毎年のように行われ、その評判が近隣に知れ渡り、ついに代官の耳に達した。当時は「歌舞伎、手踊り、操芝居、相撲など、人寄せがましき儀は前々より御法度」という禁止の触書が出されていたのである。

丹精して作られた歌舞伎の大道具、小道具が没収され、せり上がりや装置などが利根川原などで燃やされた。貝之瀬村は糸井ほど派手ではなかったのですが、その難を免れたが、以後の歌舞伎上演は慎まざるを得なかった。

明治になり、糸井の見城駒吉が、弥十の所属していた東京歌舞伎と改称された門を叩いた。当時の歌舞伎役者、尾上菊五郎の門下生となったのである。後、駒吉は尾上扇之助と名乗り、東京歌舞伎の中堅的な役者となった。

駒吉は老後帰郷して、新たな

に結成したのが糸井歌舞伎である。

当時は許可なく歌舞伎の上演は出来なかったため、十人ほど選りすぐって東京歌舞伎の内弟子として送り、許可書を取得したという逸話が残っている。

以来、糸井歌舞伎は事あるたびに上演されてきた。戦時中は一時中断されたが、戦後尾上扇之助の愛弟子であった加藤喜久衛師匠の指導で数年上演された。



加藤喜久衛師匠

しかし、次第に世俗的な新国劇まがいの股旅ものが持て囃されて、歌舞伎の上演は姿を消してしまっただけである。

※昭和村社寺調査報告書(平成十六年三月)の内昭和村文化財保護委員飯塚正人氏記文より



地域包括支援センターだより

地域にとって大切な場所、サロンの活性化を目指して！

～第6回きずなサポーター会議(H30.4.27)の報告～

ふれあいいきいきサロンの支え手が集まる「きずなサポーター会議」も2年目を迎えました。登録サロン数は31サロン、登録きずなサポーター数は102人、今年度もたくさんの方にサロンの支え手として活動していただけることになりました。

今年度初のきずなサポーター会議は、今後の予定を話し合った後、今までのきずなサポーター会議でサロンから紹介されたレクリエーションをみんなで楽しみ、前年度の総復習をしました。きずなサポーターさんからは、「頭を使い、体を使い、サロンのみんなと楽しみます」と感想をいただきました。これからも、きずなサポーターのみなさんとともに、地域のサロン活動を盛り上げていきたいと思ひます。

＜サロンから紹介され、みんなで楽しんだレクリエーション＞

1. きよしのズンドコ節(踊り)
2. 替え歌(ボケない小唄、365歩のマーチ、長寿の歌)
3. ちょっとだけにくらしいちょうちょ
(パタカで歌う口の体操と脳トレ)
4. 歌に合わせてボールまわし(七つの子、春が来た)



「春が来た」の曲に合わせてボール回しを楽しむきずなサポーターさんたち

次回きずなサポーター会議は、6月22日(金)午前9時半～ 地域活性化センター



地域包括支援センターはサロンを応援しています！

村税の納期内納付にご協力ください

■問合せ 税務課 ☎24-5111 (内線121)

村税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、教育、道路整備、ごみ処理など、様々な事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

村税を滞納することは、納期内に納税している大多数の村民との公平性を欠くこととなります。また、村の財政を圧迫し、住民サービスに支障を来すこととなります。このことから、納税相談もなく納付のない人に対しては、滞納処分により強制的に徴収しています。

公平性の観点から、村税の滞納処分を強化しています

◎滞納処分とは

村が滞納者の財産を差押することです。

私債権とは異なり、税を滞納している場合、村は裁判所に訴える必要なく、差押できます。

◎滞納処分(財産差押)の対象となる財産

債権…預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、
売掛金、賃料など

不動産…土地、建物

無体財産権…出資金(信用組合、農業協同組合など)

動産…絵画、自動車、バイクなど

◎納税は国民の義務です(憲法第30条)

支払能力があるにも関わらず遊興費・住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが滞納処分の対象となります。

◎納期内納付にご協力ください

村税の納付は、納期内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状の発送などに多額の経費が掛かり、その経費も村税で負担することとなります。納期内の納付にご協力をお願いします。

◎延滞金について

延滞金は、納期内納付している大多数の人との公平性から課されるもので、納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ平成30年中は年8.9%(納期限日の翌日から1ヶ月の期間は2.6%)で計算され、徴収します。

◎滞納処分までの流れ

○納税通知書発送



○督促・催告

納期限を過ぎると、法令により督促状を発送します。延滞金が発生する場合があります。

それでも納付していただけない人へは、文書や電話・訪問などで納税の催告を行います。



○財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。

なお、本人の承諾は必要ありません。



○滞納処分(財産差押)

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分(財産差押)を執行します。



○換価処分(債権取立・不動産公売)

債権は原則即時で取立します。不動産については公売(売却)により換価し、税に充当します。

納税が困難な人は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより村税の納期ごとの納付が困難な場合、または一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

※各村税の納期限は、3月に一覧表を全戸に配布いたしました。

また、「広報しょうわ」でも各月の納期限を掲載していますので、ご確認ください。